情報サービス・ソフトウェア産業における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月17日



一般社団法人 情報サービス産業協会

令和4年度フォローアップ調査結果(概要)



調査期間	令和4年10月31日から12月5日
調査対象	JISA会員企業 471 社を対象
回答企業	64 社 (前年度 53 社)
回答率	14.0%(前年度11.0%)

令和4年度フォローアップ調査結果(概要)



概観(改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載)

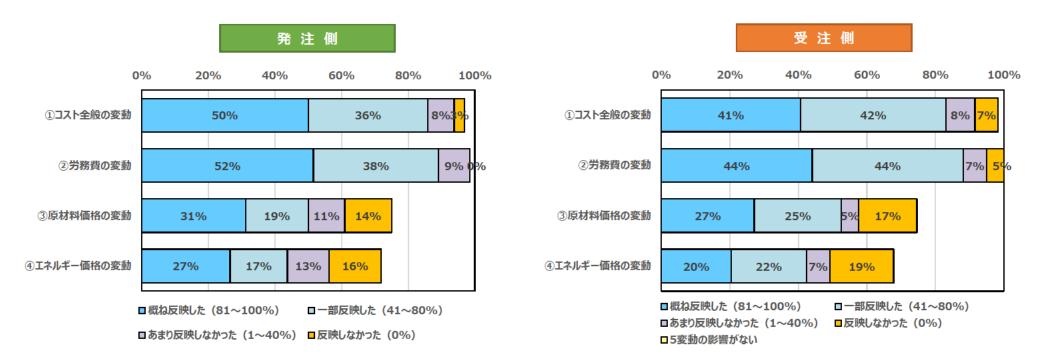
- ✓ 「価格決定方法の適正化」は、発注側の「実施した」が97%、受注側の「応じてくれた」が100%と高い数値となっている。
- ✓ 「原価低減要請の改善」は、発注側の「徹底した」が100%、受注側の「受けたことはない」が95%に至っている。
- ✓ 「支払い条件」は、「現金払い」の回答が発注側が98%で、受注側では95%となっており、高い数値を維持しているが、引き続き、現金 化への取組を継続する必要がある。受注側は昨年度と比べると5%改善がされている。
- ✓ 「知的財産に関する適正な取引」は、適正取引実現のための取組状況について「実施した」/「実施中」との回答は発注側が98%、 受注側が100%と高い数値となっている。取組を実施していない理由は、発注側では「知的財産権等に関する適正な取引実現の ための具体的な手法が分からないため」である。
- ✓ 「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について、「(発注先が)概ね負担した」との回答が94%となり、昨年度から2%改善された。受注側と発注側の差は、24%と認識のズレは大きいが、前年度からは4%改善された。

重点課題に対する取組① 合理的な価格決定(1/2)



- 「価格決定方法の適正化」は、発注側の「実施した」が97%、受注側の「応じてくれた」が100%と高い数値となっている。
- 一方、 単価の決定・改定における変動コストの反映状況ついては、「コスト全般の変動」に発注側と受注側で認識のヅレに生じており、継続的な改善が必要である。

【設問発注側6-1/受注側8-1】2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。



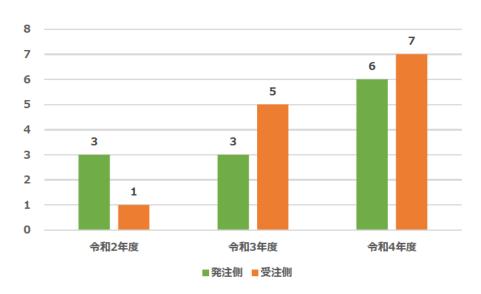
重点課題に対する取組① 合理的な価格決定(2/2)



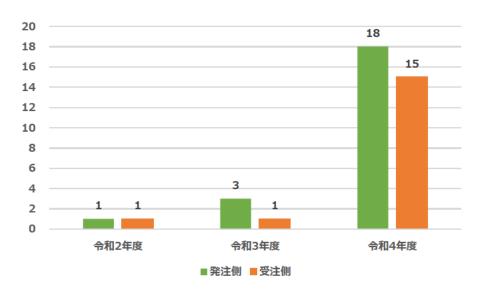
● 「原材料価格の変動」、「エネルギー価格の変動」ともに、「あまり反映できなかった」の件数が年々増加傾向にある。
「エネルギー価格の変動」においては、令和3年度と比較すると発注側が12件、受注側が8件増加している。
田安、賃上げ、インフレ等に関連した変動コストの反映状況については引き続き注視していく必要がある。

【設問 発注側6-1 /受注側8-1】

原材料価格の変動について、「あまり反映できなかった」の件数推移※令和4年度については「反映できなかった」を含む



エネルギー価格の変動について、「あまり反映できなかった」の件数推移※令和4年度については「反映できなかった」を含む

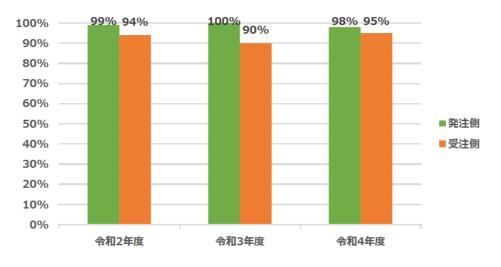


重点課題に対する取組② 支払条件の改善



- 「支払い条件」は、「現金払い」の回答が発注側が98%で、受注側では95%となっており、高い数値を維持しているが、引き続き、現金化への取組を継続する必要がある。
- 受注側は昨年度と比べると**5%**改善がされている。
- 下請代金の支払いに手形を利用している件数は、発注側で1件、受注側で3件あった。約束手形を利用している会員企業については、
 支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

【設問 発注側9/受注側12】下請代金を「全て現金払い」としている割合



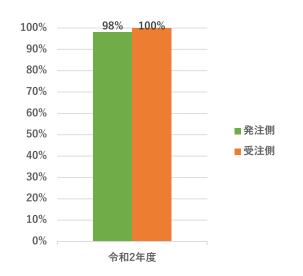
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
■ 発注側	99%	100%	98%
■ 受注側	94%	90%	95%
受発注間の差	5pt	10pt	4pt

重点課題に対する取組④ 知財



- 「知的財産に関する適正な取引」は、適正取引実現のための取組状況について「実施した」/「実施中」との回答は発注側が98%、 受注側が100%と高い数値となっている。
- 取組を実施していない理由は、発注側では「知的財産権等に関する適正な取引実現のための具体的な手法が分からないため」であった。

【設問 発注側13-1/受注側15-1】 知的財産への対応について



【設問 発注側13-2/受注側15-2】 取り組みを実施していない理由について

発 注 側

	回答数	n=1
実施する必要性を感じないため	0	0%
自社に定型の契約書書式があり個別の契 約変更には応じていないため	0	0%
知的財産権等に関する適正な取引実現の ための具体的な手法が分からないため	1	2%
その他	0	0%

受 注 側

	回答数	n=64
特になし	48	81%
販売先に一方的に有利な内容の契約	1	2%
知的財産の無断使用	0	0%
知的財産の対価の否定	0	0%
不当な知財の帰属	0	0%
知的財産の流出	0	0%
知的財産の提供の強制	0	0%
選択肢2~7以外の行為	0	0%

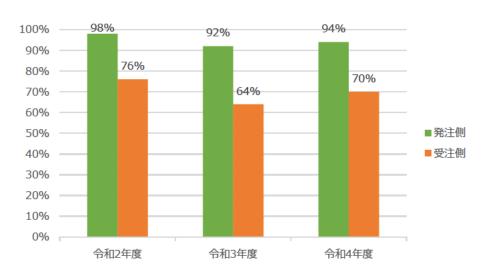
重点課題に対する取組⑤ 働き方改革



8

● 「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について、「(発注先が)概ね負担した」との回答が94%となり、昨年度から2%改善された。
受注側と発注側の差は、24%と認識のズレは大きいが、前年度からは4%改善された。

【設問 発注側13-1/受注側17】 「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について「(発注先が)概ね負担した」と回答した割合



	令和2年度	令和3年度	令和4年度
■ 発注側	98%	92%	94%
■ 受注側	76%	64%	70%
受発注間の差	21pt	28pt	24pt

パートナーシップ構築宣言への取組状況等



取組状況

- 会員企業数:471社(うち、資本金3億円超の大企業170社)
- 宣言企業数:54社(うち、資本金3億円超の大企業33社)
- 会員企業に占める宣言企業の割合:11%

今後の取組について

● JISAは、宣言企業数を増やすため、振興基準の改正等を踏まえ、令和4年9月に行った自主行動計画の改定時に、「パートナーシップ構築宣言」について追記し、同宣言のひな形にリンクを張るなどして賛同を促している。

取引適正化に向けた取組について



- 政府からの要請を受け、令和4年8月に公正取引委員会「ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書」について会員企業に周知を実施した。 なお、同年10月には、公正取引委員会と連携し、本報告書に関するセミナーを開催した。参加者は258名。
- 政府からの要請を受け、令和4年9月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく法 遵守状況の自主点検を会員企業に対して、アンケート調査を実施した。回答率は14%(回答企業:66社)であった。
- 「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」について、令和4年9月に振興基準 (令和4年7月29日)の改正事項、公正取引委員会が行った「ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告 書」(令和4年6月29日)、令和3年度の自主行動計画フォローアップ調査の結果等を踏まえ、改定を行った。
- 継続的に取引適正化を推進できるよう、委員会・部会等にて意見交換を実施する。